

topics

01 水道料金・下水道使用料の改定

都市整備課
都市施設G

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に改正されます。それに伴い水道料金及び下水道使用料が次のとおり改定されます。(水道料金・下水道使用料単価を引き上げるものではありません。)

ただし、平成26年3月31日以前から継続して使用され、4月1日から4月30日までの間に水道料金・下水道使用料が確定するもの(4月検針分)については、経過措置として改正前の税率が適用されます。

■水道料金

用途区分	水量	基本料金(1ヵ月につき)		超過料金(1m ³ につき)	
		旧料金	新料金	旧料金	新料金
一般用	8m ³ まで	1,512円	1,555円	201円	207円
営業用	12m ³ まで	2,520円	2,592円	231円	237円
団体用	16m ³ まで	3,225円	3,317円	201円	207円
浴場用	80m ³ まで	10,080円	10,368円	140円	144円
臨時用	1m ³ まで	403円	414円	—	—
会館用	40m ³ 年額	4,032円	4,147円	201円	207円
閉栓中	1ヵ月	210円	216円	—	—

□水道料金試算額(一般用25m³までの場合)

(基本料金+超過料金=1ヵ月使用料) → (基本料金+超過料金=1ヵ月使用料)
 1,512円 + (201円×17m³) = 4,929円 → 1,555円 + (207円×17m³) = 5,074円 ※145円の負担増

■下水道使用料

用途区分	水量	旧料金	新料金	
一般用	基本 8m ³ まで	1,100円	1,131円	
	超過料金	1m ³ ~12m ³ まで 1m ³ につき	220円	226円
		12m ³ を超える 1m ³ につき	264円	272円
湯屋用	1m ³ につき	37円	38円	

□下水道使用料試算額(一般用25m³までの場合)

(基本料金+超過料金=1ヵ月使用料) → (基本料金+超過料金=1ヵ月使用料)
 1,100円 + (220円×12m³) + (264円×5m³) = 5,060円 → 1,131円 + (226円×12m³) + (272円×5m³) = 5,203円 ※143円の負担増

topics

02 4月から路線バス・巡回バス料金が変わります

まちづくり課
企画情報G

消費税増税に伴うバス料金が下記のとおり変更となります。詳しくは折込みをご覧ください。

区分	バス会社	発着		改正料金	
		発	着	3月まで	4月から
路線バス	中央バス	南幌ビューロー	札幌駅前	830円	850円
	ジェイ・		北広島駅	400円	410円
	アールバス		大谷地	660円	680円
	夕鉄バス		江別駅	440円	450円
			野幌駅南口	500円	520円
町内巡回バス	大人(フリー乗降区間) ※変更なし			200円	200円
	子供(フリー乗降区間) ※変更なし			100円	100円
	大人(市街地区バス路線重複区間乗降)			160円	170円
	子供(市街地区バス路線重複区間乗降)			80円	90円

※路線バス:その他の区間や定期券・回数券については、バス会社によって異なりますので、バス営業所・バスターミナル・ビューローにお問い合わせください。

topics

03

児童扶養手当支給月額が4月から改正されます

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

児童扶養手当の支給月額は、4月から下記のとおりとなります。

区 分		3月まで	4月から
児童1人の場合	全部支給	41,140円	41,020円
	一部支給	41,130円～9,710円	41,010円～9,680円
児童2人の場合		5,000円	
児童3人以上の場合		3人目以降、1人につき3,000円の加算	

※受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

topics

04

特別児童扶養手当制度と支給月額

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

満20歳未満で、身体や精神に一定の障がいがある児童を育てる父母または養育者が請求することによって手当を受けることができます。(所得制限有り)

対象となるのは、身体障害者手帳の1級から4級までの一部、療育手帳のA判定及びB判定の一部、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の一部に認定されている場合等です。(所定の診断書の提出が必要)

ただし、児童が児童福祉施設に入所している場合などは対象になりません。

■特別児童扶養手当支給月額 ※手帳の級とは別になります。

区 分		3月まで	4月から
特別児童扶養手当	1級	50,050円	49,900円
	2級	33,330円	33,230円

■特別障害者、障害児福祉手当支給月額

区 分		3月まで	4月から
特別障害者手当		26,080円	26,000円
障害児福祉手当		14,180円	14,140円

topics

05

福祉ハイヤー初乗り料金の助成

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

福祉ハイヤー初乗り料金助成を4月1日より随時受け付けますので、対象となる方はあいくる窓口までお越しください。なお、現在お持ちのハイヤー利用券は申請時に返還してください。

ハイヤー利用券の枚数は4月中の申請で24枚、5月以降の年度途中で申請された場合は枚数を月割り（1ヵ月2枚）で交付します。

■対象者：身体障害者手帳1～2級、または3級の内部障がいと療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方。但し医療機関に入院している方、施設に入所している方は除きます。

■手続きに必要なもの：印鑑（同居する家族に名字が異なる方がいる場合は、その印鑑も持参してください）
身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

■利用できる市町

□岩見沢地区ハイヤー協会（夕張圏含む）に加盟している会社（岩見沢市、夕張市、栗山町、由仁町、長沼町、南幌町）

□札幌ハイヤー事業協同組合に加盟している会社（札幌市、江別市、北広島市、石狩市）

※上記の市町でも加盟していない会社は利用できません

■申請・お問い合わせ：あいくる保健福祉課福祉障がいG

後期高齢者医療の保険料は、2年ごとに保険料率が見直されます。平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

区分	平成24・25年度年額	平成26・27年度年額	前年度比
均等割（被保険者が等しく負担）	47,709円	51,472円	3,763円増
所得割（被保険者の所得に応じて負担）	10.61%	10.52%	0.09ポイント減
賦課限度額（1年間の保険料の上限額）	55万円	57万円	2万円増

■平成26年度の保険料の計算方法

保険料は、全ての被保険者の方にかかります。保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、本人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人あたりの額】 51,472円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成25年所得－33万円) × 10.52%	=	1年間の保険料 (100円未満切捨て) 《上限額：57万円》
-----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

※この保険料率に基づく平成26年度の保険料額は、現金（または口座振替）で納付の方は7月に、年金からの天引きの方は10月に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

なお、年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減

- 均等割の軽減：所得に応じて、均等割51,472円が以下のとおり軽減となります
平成26年度より2割・5割軽減の範囲が拡大されます。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成26・27年度均等割額	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,147円	約400円増
33万円	8.5割軽減	7,720円	約600円増
33万円＋(24万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	25,736円	約1,900円増
33万円＋(45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	41,177円	約3,000円増

※軽減は、世帯の被保険者全員と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

- 所得割の軽減：被保険者個人の所得で判定します
前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。
- 被用者保険の被扶養者だった方の軽減：この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減になります

被用者保険とは…

全国健康保険協会管掌健康保険や組管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

国民年金学生納付特例制度のご案内

お問い合わせ：岩見沢年金事務所 ☎0126～22～5804

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければいけません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

平成25年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成26年度も引き続き在学予定の方には、基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が3月末に送付されます。平成25年度と同じ大学に在学される方は、このハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、平成26年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

平成26年度は学生納付特例を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、岩見沢年金事務所にご連絡ください。

なお、はじめて学生納付特例を申請する方は、従来どおり在学証明書または学生証の写しの添付が必要です。

topics

07

みなさんのご意見をお聞かせください！ ～パブリックコメントの募集～

あいくる保健福祉課
健康づくりG

町では、南幌町新型インフルエンザ等行動計画の策定に向けた検討を進めています。この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザを始めとした新しい感染症が発生した場合、感染の拡大防止や予防接種の実施、町内の社会全体の混乱を防ぐための対策を策定するものです。この計画案について、皆さんからのご意見を募集します。

■意見を募集する案件：南幌町新型インフルエンザ等行動計画（案）

■計画案及び参考資料の閲覧場所

ホームページ及びあいくる保健福祉課、情報コーナー（役場1階、あいくる、夕張太ふれあい館）でご覧ください。

■意見の募集期間：4月1日（火）～4月21日（月）

■意見等の提出方法

意見等提出用紙は、ホームページからのダウンロード、または閲覧場所に配置していますので、住所、氏名または団体名、連絡先などを必ず記入してください。これらの記入が無い場合は無効となります。電話や口頭でのご意見はお受けできません。

・電子メール：p-kenkou@town.nanporo.hokkaido.jp ・FAX：378～5255

・持参・郵送：〒069-0235 空知郡南幌町中央3丁目4番26号

南幌町保健福祉総合センター「あいくる」保健福祉課

■意見募集結果の公表

提出されたご意見等は、募集期間終了後に内容ごとに整理・検討した結果を、ホームページや広報で公表する予定です。また、情報コーナーやあいくる保健福祉課窓口でも公表資料を配置する予定です。なお、個々のご意見等には直接回答はしませんので、ご了承ください。

topics

08

ご存知ですか？健康保険の任意継続制度

住民課
医療介護G

会社を退職した場合、健康保険の手続きは2通りあるのをご存知ですか？退職を予定されている方は、保険税や手続きの方法などお気軽にお問い合わせください。

■お勤め先での健康保険を継続する場合(任意継続制度)

保険料は、標準報酬月額(給料額)により決定

■市町村の国民健康保険に加入する場合

保険税は、前年の所得、加入人数等により決定

※退職後すぐに市町村国保に加入された場合、お勤め中の所得が保険税に反映されるため、任意継続制度を利用された方が、ご負担が少ないケースが多いようです。

ご注意ください！

任意継続制度には手続きの期限があります。(全国健康保険協会の場合は退職後20日以内)

期限を過ぎると手続きができなくなりますのでご注意ください。また国民健康保険組合など任意継続制度のない健康保険もありますので、詳細についてはお勤め先にお問い合わせください。

topics

09

なんぼろ温泉ハート&ハート無料入浴券交付

産業振興課
商工観光G

今年度もなんぼろ温泉を利用される町民の方に、町民還元用の日帰り温泉の無料入浴券（1人3回分、対象者：小学生以上 ※幼児の方は無料です）を交付します。希望される方は、役場2階産業振興課商工観光G窓口までお越しください。(4月1日～4日の期間は役場1階ロビーにて受付します)

■交付申請

- ・利用される方（ご家族）の住所、氏名、生年月日の記入
- ・申請者は高校生以上（16歳以上）の方に限ります
- ・代理申請の場合は、申請される方の印鑑をご持参ください

■交付期間：4月1日～平成27年3月31日

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方を対象に、国民健康保険税が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

■対象者

離職日現在65歳未満で、離職の翌日から次の失業給付を受ける方

- 雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者

(雇用保険受給資格者証の離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34の方)

■軽減額：国民健康保険税は前年の所得などにより算定されます。前年の給与所得を100分の30とみなして算定することにより保険税が軽減されます。

■軽減期間：離職の翌日から翌年度末までの期間

■手続きに必要なもの： ●雇用保険受給資格者証 ●保険証 ●印鑑

平成26年度の粗大ごみの収集が4月より始まります。粗大ごみは、指定袋に入らない大きさのものが対象となります。詳しくは、広報3月号に折り込みました「平成26年度保存版 ごみの分け方・出し方のしおり」をご確認いただき、収集日当日の朝8時30分までに指定のごみステーションに出しましょう。

■粗大ごみの多い間違い

■スキー靴・小型のコンロ・カセットデッキ・掃除機・かさなど、不燃ごみ用指定袋(青色袋)に入る大きさのものは収集されません。通常の収集日に袋に入れて出してください。 ■粗大ごみは、箱、ダンボール、ビニール袋などに入れたものは収集できませんので、そのままの状態を出してください。 ■野菜の茎、草花の茎をひもでしばったものは、粗大ごみで収集できませんので、可燃ごみ用指定袋(赤色袋)に入る大きさに切って、可燃ごみ用指定袋に入れて出してください。

■収集できないごみ

■車輛部品(バンパー、タイヤ、バッテリー等)、消火器、ドラム缶、スプリング入りマットレス、コンクリート、ブロック。 ■家電製品(テレビ・洗濯機・冷蔵庫(凍)庫・エアコン)、パソコン。 →家電リサイクル法に基づき適正に処理してください。

※残されたごみは、出した方が責任を持って持ち帰りましょう！

■収集日

■4月14日(月)：6区の一部(市街地区)、7区の一部(市街地区)、14区、15区、西町

■4月15日(火)：北町、中央(旧HKハイム)、緑町、東町、美園

■4月18日(金)：三重自治区、青葉自治区、6区の一部(市街地を除く)、7区の一部(市街地を除く)
8区、9区、10区、11区、12区、13区、中樹林自治区、稲穂、晩翠工業団地居住地区

■お問い合わせ先：南空知公衆衛生組合 ☎0123~88~3900 ・住民課環境交通G

■漏水調査

4月から10月までの間、有収率向上の施策として、隠れた水漏れを見つけるために漏水調査を実施します。漏水調査には企業団が委託した専門調査員(腕章と写真付身分証明書を携帯)が敷地内に立ち入らせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。この調査は企業団の費用で実施していますので調査費用及び水道メーターまでの漏水修理費を請求することはありません。

□調査方法：道路内に布設されている水道管及び宅地内にある水道メーターまでの水道管を「音聴棒(おんちようぼう)」という長い棒を使い、地下の水道管で漏水がないかを聞き分けます。

■水道メーターの取替え

水道メーターの有効期限は法律で8年と定められ、期限の来るメーターは無償で取替えます。5月から12月までの間、長幌上水道企業団及び企業団から委託された業者が、対象のお宅に連絡のうえ作業を行います。作業中に一時断水するなど、ご不便をおかけしますがご協力をお願いします。

topics

13 個人住民税の均等割税率が改正されます

税務課
課税 G

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が公布され、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税(町・道民税)の均等割の標準税率について、地方税法の特例が定められました。

■特例の内容・期間

均等割	改正前 (平成25年度まで)	特例期間 (平成26年度から10年間)
道民税	1,000円	1,500円 (500円加算)
町民税	3,000円	3,500円 (500円加算)
合計	4,000円	5,000円 (1,000円加算)

topics

14 平成26年3月20日から、「記載事項変更旅券」という新たな方式のパスポートが発給されます

住民課
戸籍年金 G

旅券法の一部改正に伴い、平成26年3月20日から現行の訂正旅券が廃止され、お持ちのパスポートの氏名・本籍などに変更があった方は、新たにパスポート(10年または5年)の発給申請か、「記載事項変更旅券」の発給申請をするか選択することになります。

■「訂正旅券」と「記載事項変更旅券」の違い

現行の訂正旅券は、申請者の方がお持ちのパスポートの追記ページに訂正内容をスタンプとタイプ印字により記載するもので、顔写真やICチップに記載された情報は変更されません。そのため、変更内容を外国語で説明しなければならぬなど出入国審査でトラブルが起こる可能性があります。

新たに導入される記載事項変更旅券は、申請時にパスポートを返納していただき、その返納したパスポートと有効期間満了日が同一となるパスポートを新しく発行します。顔写真やICチップに記載された情報も変更されるので、スムーズに出入国審査を行うことができます。

■記載事項変更旅券を作る際の必要書類

- ・一般旅券訂正申請書(申請用紙は窓口にあります)
- ・戸籍抄本または戸籍謄本(同一戸籍内のご家族の方が同時に申請する場合は戸籍謄本1通のみ)
- ・訂正しようとするパスポート

※記載事項変更旅券の手数料は6,000円で、お渡しまでに2週間ほどお時間がかかります。

※すでに訂正旅券をお持ちの方は、引き続き訂正旅券を使用可能です。

topics

15 平成26年度「国税専門官採用試験」

税務課
課税 G

■受験資格

- 昭和59年4月2日～平成5年4月1日生まれの者
- 平成5年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者

- (1) 大学を卒業した者及び平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

■申込受付期間

- ・インターネット申込 4月1日(火)9時～4月14日(月)(受信有効)
※申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
 - ・郵送または持参申込 4月1日(火)～4月2日(水)(通信日付印有効)
- (注)原則として、インターネット申込みをご利用ください。

- 試験日
 - ・第1次試験 6月8日(日) ※合格発表日7月1日(火)9時
 - ・第2次試験 7月15日(火)～7月23日(水) ※合格発表日8月20日(水)9時

■申込・照会先 (希望する第1次試験地に対応する申込先へ提出してください。)

北海道：札幌国税局 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目

- 照会先・受験申込用紙請求先 札幌国税局人事第2課人事専門官 (☎231～5011)